

事務局提出資料

資料目録

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第1回）
平成25年10月11日（金）
10：00～12：00

資料1	法曹養成制度検討会議取りまとめ（抜粋）	1
資料2	法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日 法曹養成制度関係閣僚会議決定）	7
資料3	法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月 17日閣議決定）	11
資料4	法曹養成制度の検討体制	13
資料5	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ）	15
資料6	「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置 について」及び「同懇談会運営要領」（平成25年9月24日 法務大臣決定）	17
資料7	「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の 活動領域の拡大に関する分科会の設置について（案）」及び 「同分科会運営要領（案）」	21
資料8	「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会 の設置について（案）」及び「同分科会運営要領（案）」	25
資料9	「法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について (案)」及び「同分科会運営要領（案）」	29
資料10	法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について	33

法曹養成制度検討会議取りまとめ (抜粋)

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。
- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要なことや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスター・シップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- ・ 日本経済のグローバル化の進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されるところから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

法曹養成制度改革の推進について

（平成25年7月16日）
（法曹養成制度関係閣僚会議決定）

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講すべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うこと期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をすべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年内にその結論に沿った実施を開始する。

- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目的試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

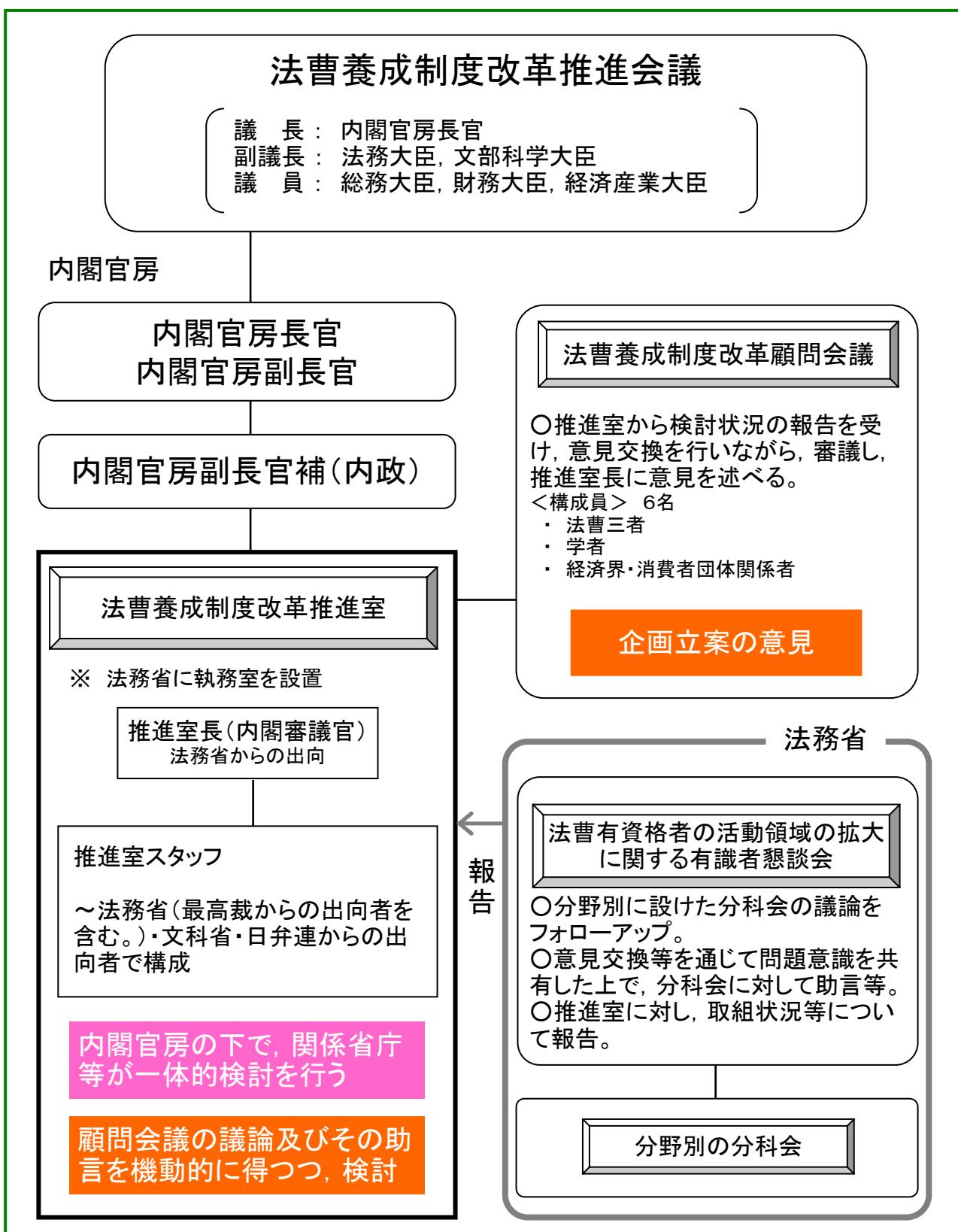
法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年9月17日）
閣 議 決 定

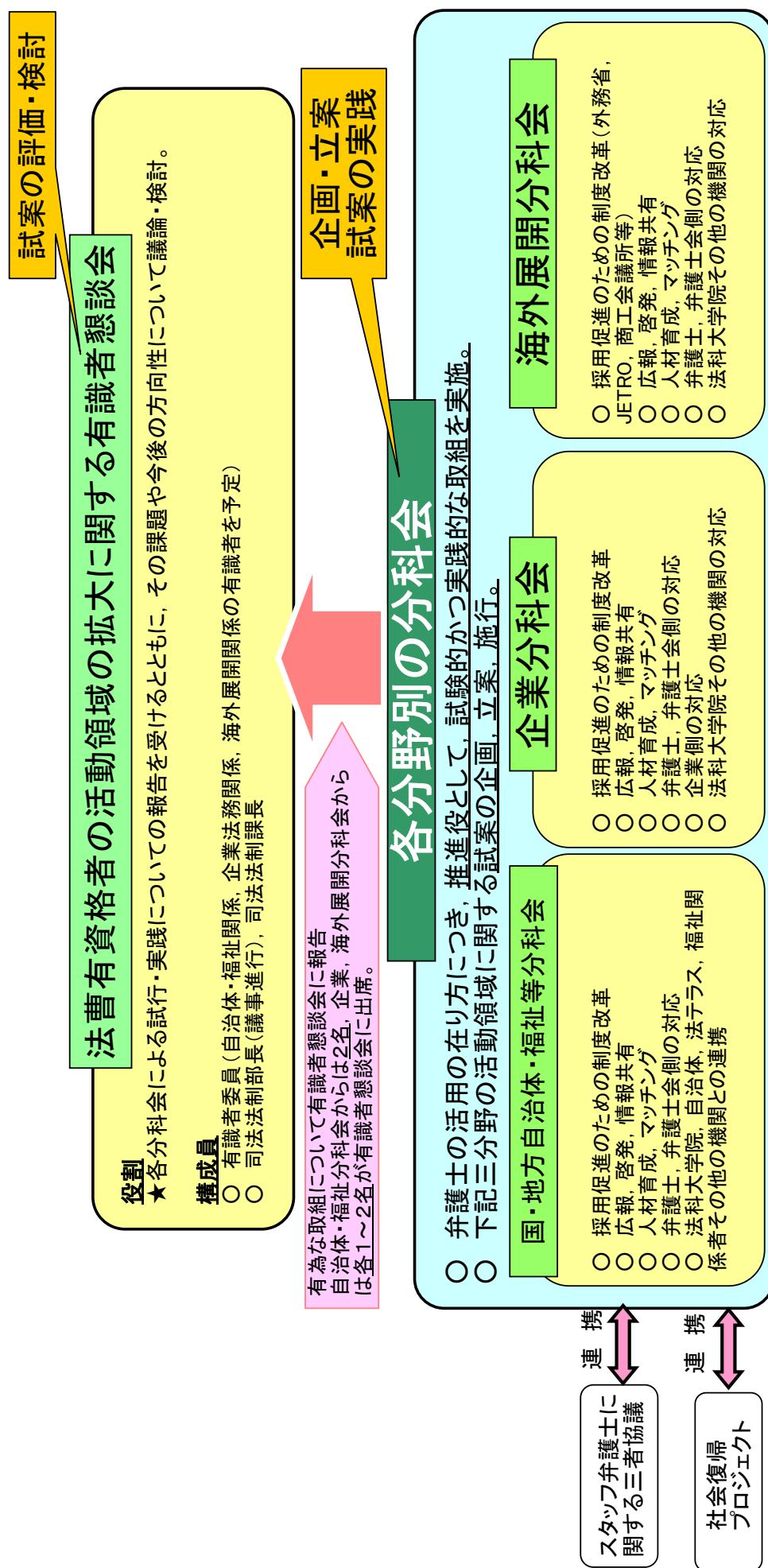
- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房長官
副議長 法務大臣及び文部科学大臣
議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹養成制度の検討体制



法曹有資格者による懇談会(イメージ)



法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕
〔法務大臣決定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会運営要領

〔平成25年9月24日〕
〔法務大臣決定〕

- 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 有識者懇談会の会議は報道機関に公開し、会議資料及び議事録は会議終了後速やかに、法務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、座長は、公開することが相当でないと認めるときは、これらを非公開とすることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項は、座長が定める。

以上

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について（案）

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉 房 穂 全国市長会評議員、明石市長
北 川 正 恭 早稲田大学政治経済学術院教授
大 貫 裕 之 中央大学法科大学院法務研究科教授
内閣官房
法務省
日本司法支援センター
日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院
総務省
文部科学省
厚生労働省

国・地方自治体・福祉等の分野における
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会運営要領（案）

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

- 1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について
(案)

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員、経営法友会幹事

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会運営要領（案）

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

- 1 企業における活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上

法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について（案）

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以上

別 紙

(座 長)

大 島 正太郎

元WTO上級委員会委員、株式会社国際経済研究所
理事長、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

(構成員)

道垣内 正人

早稲田大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

外務省

海外業務研究会

日本商工会議所

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省・中小企業庁

独立行政法人日本貿易振興機構

法曹有資格者の海外展開に関する分科会運営要領（案）

平成25年10月11日
法曹有資格者の活動領域の拡大に
関する有識者懇談会決定

- 1 法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以上

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

(1) 地方自治体の職員として派遣

- 特に被災地自治体での採用（これまでに福島県相馬市・同県浪江町、宮城県気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士、岩手県山田町、宮城県石巻市に一般弁護士派遣の実績あり）を拡大すべく、10月からキャラバン実施予定

(2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- 法務省司法法制部（H25.5～H25.12）、伊豆市（H24.12～H25.9）で法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の研修受入れ実績あり
- 今後、上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大
法務省矯正局・保護局、その他の省庁
伊豆三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）合同

(3) 福祉関係団体における研修等

- 社会福祉法人南高愛隣会（H25.1～H25.3）、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（H25.1～H25.6）でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- 今後、上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
和歌山県地域生活定着支援センター 等

2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム

(1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト（別紙1）

- ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
- ・ 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決

(2) 伊豆三自治体プロジェクト（別紙2）

- ・ 伊豆の三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）に研修派遣されたスタッフ弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携して地域の法的需要を発掘

3 新たな領域等への積極展開スキーム

(1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト（別紙3）

- ・ 日本企業・邦人支援の方策、国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため、法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣（平成26年度予算要求中）
- ・ 海外展開支援総合協議会（別紙4）との連携

(2) 企業採用促進スキーム（別紙5）

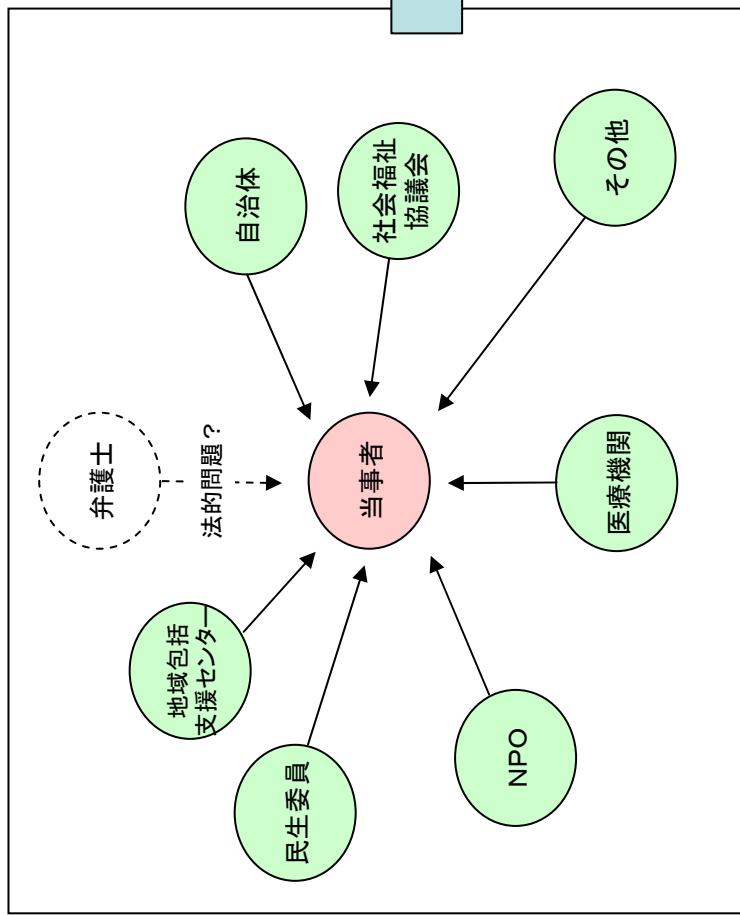
- ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

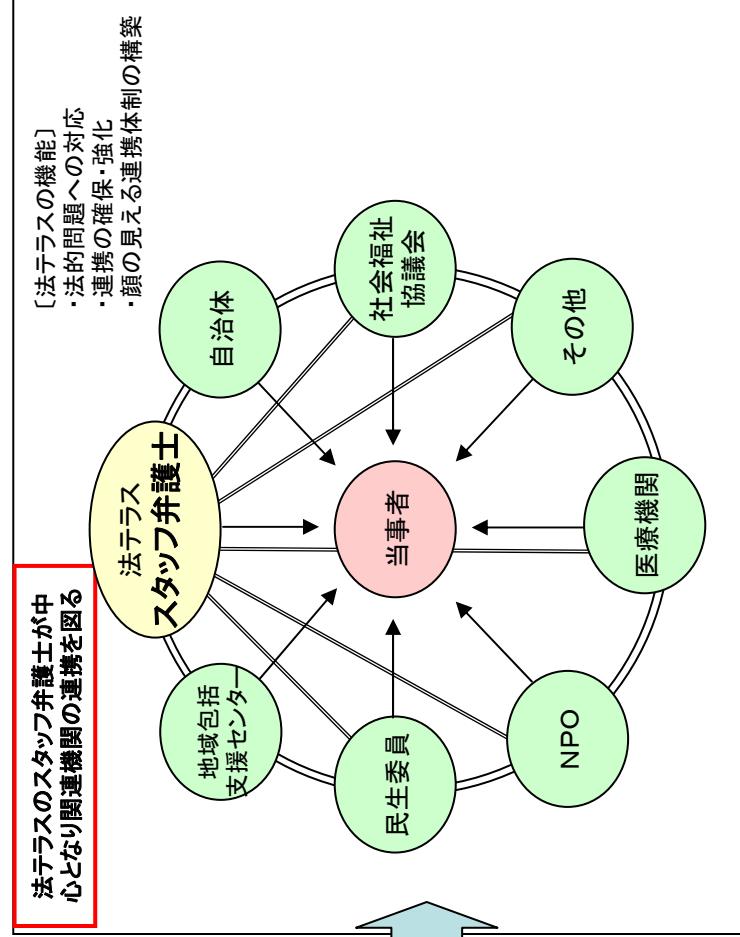
〔司法ソーシャルワーク：自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し、法テラスと関連機関等の連携の下で支援〕

- ・ 福祉機関等との連携を強化し、これらの機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチ
- ・ 法的分野の問題点（成年後見、悪質商法被害等）については弁護士、福祉分野の問題点（生活保護申請手続等）については福祉担当者がそれぞれ担当
- ・ 全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

従来の支援・連携のイメージ

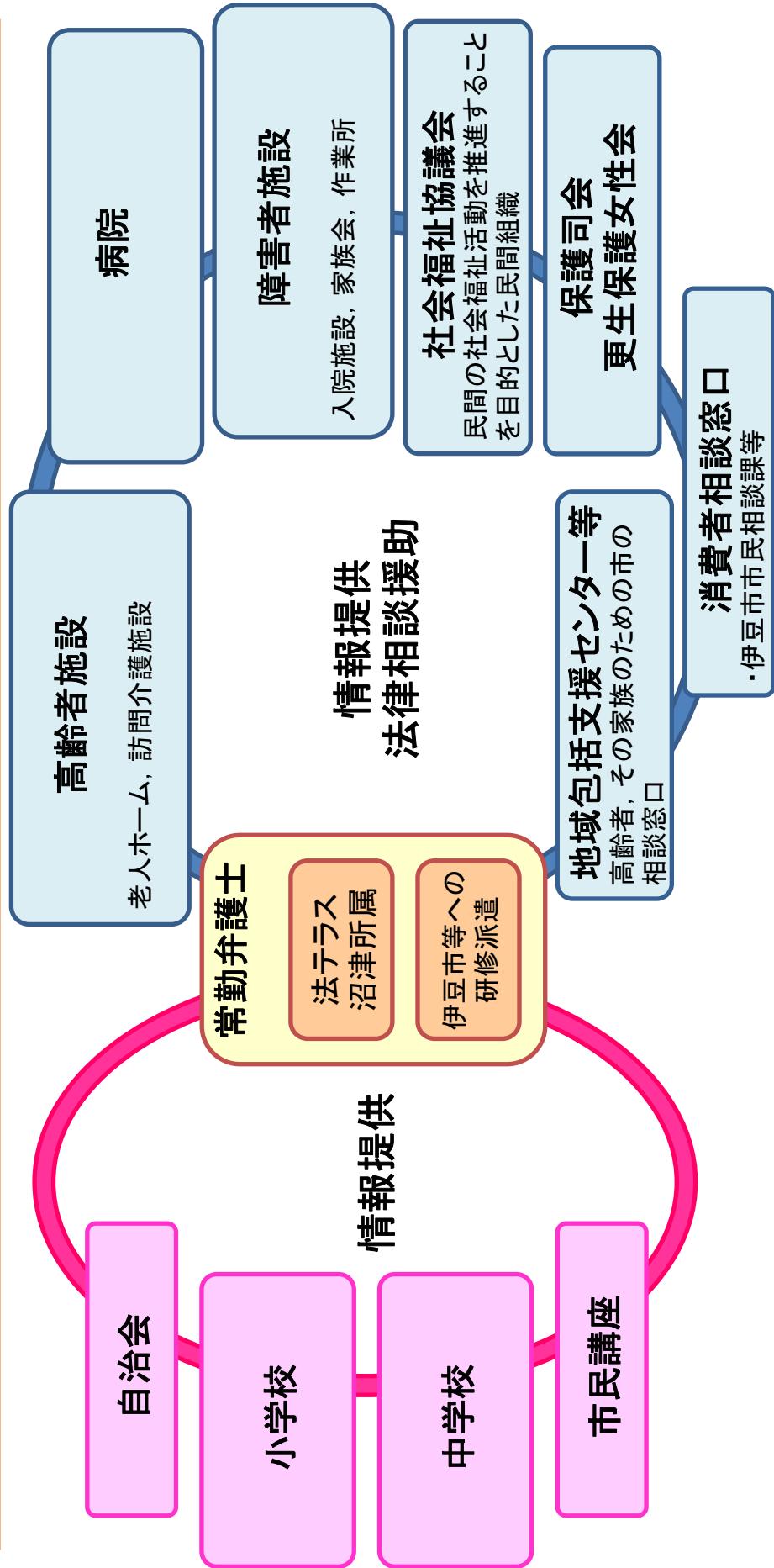


司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



- スタッフ弁護士が担い手
 - 全国で均質なサービスの提供可能
 - 報酬化にならない事件への対応も可能
 - 関連機関との関係構築・連携にも習熟

伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム



- 高齢者・障害者関連施設、相談窓口担当者等への情報提供
 ○ 関連機関との連携の下での法的問題の発見・解決
 ○ 教員や市民講座受講者等に対する情報提供

司法ソーシャルワーク

法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

グローバル化

国際的な法的問題発生のリスク増

現状：これらの問題に対応可能な我が国法曹が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益
- 現地規制の違反による制裁
- 欧米や現地の法律家に依存（意思疎通、国益、日本の事情の理解などの問題）
- 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援
- 法律家へのより容易なアクセス
- 国益に即した国際訟務案件への対応

その他の試行案

日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム 等

海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

○ 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣予定(予算要求中)

○ 従事させる調査活動

- 法的サービスの有効活用の方策の調査・実践
- ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考察・実践
- 國際訟務案件の資料・情報の収集
- 外国における外弁規制のあり方の検討

○ 想定される報告内容

1 日本企業・邦人の支援

- (現地の法制度、日本企業・邦人の活動分野、直面しやすいリスク、過去の事例等)
- 現地の状況

我が国法曹への需要

- 支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動効果的な支援を行うために必要な基盤
- 分析結果

2 国際訟務案件

- 過去の事案の調査・検討

海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
 - ア ビジネスサポートの在り方
 - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
 - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

3 参加機関・団体等

別紙のとおり

4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

参 加 機 関・団 体 等

日本弁護士連合会

海外業務研究会

(シティユーワ法律事務所、森・濱田松本法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、西村あさひ法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、TMI 法律事務所、弁護士法人大江橋法律事務所)

その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省・法務総合研究所

外務省

(オブザーバー)

最高検察庁国際分野専門委員会

経済産業省

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

以 上

企業における弁護士の採用促進プラン

【法科大学院】

- モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 法科大学院における企業内弁護士の周知、企業内弁護士の魅力を高めるための教育、広報活動等

司法試験合格

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習を経ずに各部署で活動
～法的知識と素養の活用
～法務部や顧問弁護士との連携
- 必要に応じ、司法修習を受け、終了後、弁護士登録をして社内弁護士へ。
- 弁護士法5条2項イにより企業法務経験により弁護士資格取得。(7年の期間について検討する。)
- 日弁連・弁護士会が継続研修を実施。

司法研修所入所

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習終了後に総合職として入社。社員研修を経て、弁護士登録
- 採用後も日弁連・弁護士会が継続研修を実施

弁護士登録

マッチング機関

【入社】専門職

- キャリアに応じた中途採用
- 日弁連・弁護士会が継続研修

ジェネラリスト

法務スペシャリスト

ひまわりキャリアサポートオフィス

→法曹有資格者と企業を

引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング
(企業に加え、専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など

企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート

◆第66期(平成25年末司法修習終了)、第67期(平成25年司法修習開始)に対応するため、平成25年中に運用を開始する。